

第 140 号 (令和 5 年 7 月 14 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

	頁
[規則]	
△ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局総務課】	3
△ 横浜市火災警報規則の一部を改正する規則【消防局司令課】	4
[告示]	
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	5
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	8
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	11
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	12
△ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	14
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	15
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	16
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	17
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	28
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】	32
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	33
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	34
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	36
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	37
△ 横浜国際港都建設計画公園の変更【建築局都市計画課】	39
△ 横浜国際港都建設計画ごみ焼却場の変更【建築局都市計画課】	40
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	41
[公告]	
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	42
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	44
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	45
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	46
△ 同	【環境創造局水・土壤環境課】 47
△ 同	【環境創造局水・土壤環境課】 48
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	50
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	51

△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	52
△	横浜国際港都建設計画用途地域等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	53
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	63
△	同【建築局調整区域課】	64
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	65
△	同【建築局建築指導課】	66
△	同【建築局建築指導課】	67
	【区告示】	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	68
△	同【南区地域振興課】	69
△	同【神奈川区地域振興課】	70
△	同【泉区地域振興課】	71
△	同【泉区地域振興課】	73
△	同【旭区地域振興課】	74
△	同【旭区地域振興課】	75
△	同【旭区地域振興課】	76
△	同【旭区地域振興課】	77
△	同【磯子区地域振興課】	78
	【区公告】	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【金沢区総務課】	79
	【職員共済組合】	
△	令和 4 年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	80
	【正誤】	83

規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 55 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 23 号を次のように改める。

- (23) 法別表第 2 の 121 の項に掲げる事務行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 4 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和 5 年デジタル庁・総務省告示第 20 号。以下この号において「告示」という。）の表の 4 の項の上欄に掲げる事務に必要な告示別表の 4 の項の上欄に規定する令和 5 年度神奈川県横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る外国人保護関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市火災警報規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第56号

横浜市火災警報規則の一部を改正する規則

横浜市火災警報規則（昭和29年9月横浜市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（警報の発令及び解除）

第2条 市長は、次のいずれかに該当するときは、警報を発令する。

(1) 市域に乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が発表され、かつ、火災発生及び延焼拡大のおそれ著しいと市長が認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、気象の状況が火災の予防上危険であると市長が認めるとき。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、発令した警報を解除する。

(1) 前項第1号に該当して警報を発令した場合で、乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が解除されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、警報の必要がなくなつたと認めるとき。

第3条中「その他消防局長が指定する場所」を削る。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 449 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 4 月 1 日	シールド薬局	鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号
同	医療法人健健健医会 よしだ健康ケアクリ ニックス	緑区長津田二丁目 5 番 14 号
令和 5 年 5 月 1 日	つるいち薬局	鶴見区市場大和町 5 番 24 号
同	医療法人さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁目 2 番 3 号
同	矢向ホワイト歯科	鶴見区矢向六丁目 7 番 9 号
同	諸星クリニック	西区中央一丁目 4 番 9 号
同	みなとメンタルクリ ニックス	中区尾上町 5 丁目 69 番地
同	スマイル薬局馬車道 店	中区尾上町 5 丁目 71 番地
同	医療法人社団桔梗会 藤本じゅんいちろう クリニック	中区長者町 5 丁目 53 番地
同	テイ歯科医院	南区六ツ川 1 丁目 21 0 番地の 1
同	西谷眼科	保土ヶ谷区西谷三丁目 13 番 12 号
同	ゆずりはクリニック	保土ヶ谷区峰岡町 1 丁目 13 番地の 1
同	フジタコドモクリニ	磯子区森一丁目 9 番

	ック	1 号
同	まつもと 歯科	港北区篠原西町 1 番 18 号
同	大島皮フ科美容クリ ニック	緑区青砥町 948 番地 の 10
同	かもい在宅クリニック	緑区鴨居一丁目 9 番 12 号
同	やなぎ耳鼻咽喉科ク リニック	青葉区あざみ野二丁 目 9 番地の 1
同	青葉台鎌倉 歯科	青葉区さつきが丘 5 番地の 3
同	たまプラーザいとう 泌尿器科	青葉区新石川二丁目 2 番地の 2
同	おながファミリー眼 科	栄区下倉田町 1,869 番地の 1
令和 5 年 5 月 3 日	勝谷ファーマシー横 浜	西区戸部本町 7 番地 の 7
同	有限会社中央調剤薬 局	西区戸部本町 14 番 3 号
令和 5 年 5 月 6 日	医療法人恵仁会松島 病院	西区戸部本町 9 番 11 号
令和 5 年 6 月 1 日	中町 歯科 医院	神奈川区三ツ沢中町 6 番 18 号
同	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニッ ク横浜	中区蓬萊町 2 丁目 4 番地の 7
同	内科・循環器内科・ 心臓リハビリウエル ビーハートクリニッ ク港南台	港南区港南台三丁目 19 番 1 号
同	上永谷耳鼻咽喉科ク リニック	港南区丸山台一丁目 14 番 6 号
同	保土ヶ谷ライム薬局	保土ヶ谷区岩井町 14 3 番地の 2
同	よし泌尿器科クリニ ック	金沢区釜利谷東二丁 目 2 番 18 号
同	新横浜ヒロクリニッ ク訪問診療	港北区新横浜三丁目 7 番地の 19
同	日吉かもめ内科・整 形外科クリニック	港北区日吉本町一丁 目 2 番 9 号

同	医療法人社団心美会 田中デンタルクリニック	港北区師岡町 1,160 番地の 5
同	クリエイト薬局戸塚 中央汲沢店	戸塚区汲沢三丁目 1 番 14 号
同	にしよこ在宅クリニック	泉区下飯田町 818 番 地の 3
同	にしよこ整形外科ク リニック	泉区下飯田町 818 番 地の 3

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 5 年 5 月 1 日	株式会社 O N E P O N E Y	磯子区氷取 沢町 204 番 地の 40	わんぼに一訪 問看護	金沢区西柴三 丁目 25 番 24 号
同	一般社団法 人セブンス コード	泉区和泉中 央南四丁目 25 番 3 号	アルペジオ訪 問看護ステー ション	泉区和泉中央 南四丁目 25 番 3 号

横浜市告示第 450 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 6 月 1 日	風 間 早 弥	開設なし	鶴見区駒岡一丁目 19 番 16 - 4 号
同	松 浦 明	浅間台鍼灸院	西区浅間台 1 番地 の 8
同	渡 邊 拓 昌	アジャスト接骨 院	港北区日吉二丁目 6 番 24 号
令和 5 年 7 月 1 日	藏 元 亮	伊勢佐木トータ ルケア整骨院	中区伊勢佐木町 7 丁目 148 番地の 5
同	福 原 舜 也	同	同
同	山 本 晃	M Aika'i 接骨院	旭区二俣川 2 丁目 58 番地
同	中 山 知 則	訪問鍼灸マッサー ージ K E i R O W 新横浜駅前ス テーション	港北区新横浜二丁 目 14 番地の 8
同	塚 崎 隼	ハートスマイル マッサージ・横 浜青葉	青葉区美しが丘五 丁目 13 番地の 6
同	天 久 大 智	はり、きゅう、 あん摩マッサー ージ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区中川一丁目 20 番 1 号
同	立 原 翔	同	同

横浜市告示第 451 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年 8月14日	株式会社東急イーライフデザイン	(新)東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号	ホームケア横浜訪問看護ステーション	都筑区茅ヶ崎中央40番3号
		(旧)東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号		
令和4年 7月22日	株式会社フューチャーワン	(新)緑区中山一丁目9番2号	訪問看護リハビリステーションリライフ中山	緑区中山一丁目9番2号
		(旧)緑区寺山町518番地の11		
令和5年 4月1日	(新)一般社団法人横浜市中区医師会	中区本牧町2丁目353番地	(新)中区医師会訪問看護ステーション	中区本牧町2丁目353番地
	(旧)一般社団法人横浜市中区医療センター		(旧)中区医療センター訪問看護ステーション	
同	アングアンテ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション根岸	(新)磯子区西町10番12号 (旧)磯子区西町11番8号
同	(新)株式会社リニエR	東京都千代田区神田小	(新)リニエ訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目13番地

		川 町 1 丁 目	ヨ ン 横 浜 青 葉	の 3
	(旧) 株 式 会 社 東 京 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン サ ー ビ ス	8 番 8 号	(旧) 神 奈 川 リ ハ ビ リ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン あ お ば	

横浜市告示第 452 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 2 月 6 日	池田隆治	開設なし	(新) 鶴見区駒岡二丁目 18 番 12 号
			(旧) 鶴見区上末吉一丁目 20 番 12 号
令和 5 年 6 月 1 日	高橋大輔	(新) 開設なし	(新) 緑区鴨居三丁目 17 番 1 号
		(旧) はり・きゅう・マッサージみどりの風	(旧) 都筑区川和町 1, 471 番地

横浜市告示第 453 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 3 年 12 月 28 日	樋口整形外科医院	磯子区洋光台六丁目 27 番 15 号
令和 4 年 12 月 28 日	則武眼科医院	港南区日野南五丁目 9 番 11 号
令和 5 年 3 月 31 日	白楽駅前歯科	神奈川区白楽 100 番地
同	希望が丘アイクリニック	旭区中希望が丘 123 番地の 16
同	よしだ健康ケアクリニック	緑区長津田二丁目 5 番 14 号
令和 5 年 4 月 29 日	スマイル薬局	中区港町 5 丁目 18 番地
令和 5 年 4 月 30 日	イムノファーマシー 鶴見分店薬局	鶴見区市場大和町 5 番 24 号
同	さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁 目 2 番 3 号
同	諸星クリニック	西区中央一丁目 4 番 9 号
同	みなとメンタルクリ ニックス	中区尾上町 5 丁目 69 番地
同	藤本じゅんいちろう クリニック	中区長者町 5 丁目 53 番地
同	テイ歯科医院	南区六ツ川一丁目 21 0 番地の 1
同	西谷眼科	保土ヶ谷区西谷四丁 目 5 番 8 号
同	ゆずりはクリニック	保土ヶ谷区峰岡町 1 丁目 13 番地の 1
同	フジタコードモクリニ	磯子区森一丁目 9 番

	ック	1 号
同	まつもと 歯科	港北区 篠原西町 1 番 18 号
同	大島皮フ科美容クリ ニック	緑区 青砥町 948 番地 の 10
同	かもい 在宅クリニック	緑区 鴨居一丁目 9 番 12 号
同	やなぎ耳鼻咽喉科ク リニック	青葉区 あざみ野二丁 目 9 番地の 1
同	たまプラーザいとう 泌尿器科	青葉区 新石川二丁目 2 番地の 2
同	おながファミリー眼 科	戸塚区 下倉田町 1,86 9 番地の 1
令和 5 年 5 月 2 日	有限会社中央調剤薬 局	西区 中央一丁目 11 番 1 号
同	勝谷ファーマシー横 浜	西区 戸部本町 36 番 5 号
令和 5 年 5 月 5 日	医療法人恵仁会松島 クリニック	西区 伊勢町 3 丁目 13 8 番地
同	医療法人恵仁会松島 病院	西区 戸部本町 19 番 11 号
令和 5 年 5 月 26 日	慶寿薬局	中区 末吉町 3 丁目 49 番地
令和 5 年 6 月 1 日	大田医院 歯科	金沢区 寺前一丁目 16 番 8 号
令和 5 年 6 月 5 日	いなば小児科クリニ ック	瀬谷区 中央 19 番地の 5
同	稲葉内科クリニック	瀬谷区 中央 19 番地の 5
令和 5 年 6 月 15 日	南谷歯科医院	南区 共進町 2 丁目 46 番地
令和 5 年 6 月 30 日	川瀬医院	青葉区 田奈町 45 番地 の 6

横浜市告示第 454 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 4 月 18 日	高橋 和也	<はりきゅう> からだ元気治療 院横浜港北店	港北区新横浜一丁 目 18 番地の 3
令和 5 年 5 月 31 日	高岡 望	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	田村 朋子	同	同

横浜市告示第 455 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	本郷台医院	栄区小菅ケ谷一丁目 4 番 9 号

横浜市告示第 456 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社レ イニア	都筑区すみ れが丘 6 番 地の 37	すみれ中央薬 局	都筑区すみれ が丘 6 番地の 37

2 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人社 団悠仁会	旭区下川井 町 220 番地 の 1	中希望が丘診 療所	旭区中希望が 丘 94 番地の 6

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社レ イニア	都筑区すみ れが丘 6 番 地の 37	すみれ中央薬 局	都筑区すみれ が丘 6 番地の 37
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人社 団悠仁会	旭区下川井 町 220 番地 の 1	中希望が丘診 療所	旭区中希望が 丘 94 番地の 6

横浜市告示第 457 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 3 日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港区北青山 2 丁目 7 番 13 号	横浜ケアセンターそよ風	戸塚区戸塚町 1,978 番地の 1
	(旧)株式会社 ユニマツトリタイアメント・コミュニティ	(旧)東京都港区南青山 2 丁目 12 番 14 号		
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会	戸塚区原宿四丁目 33 番 33 号	指定訪問介護事業所歩む会	(新)戸塚区小雀町 1,920 番地の 3
				(旧)戸塚区原宿四丁目 33 番 33 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 21 年 6 月 16 日	医療法人社団悠仁会	(新)旭区下川井町 220 番地の 1	中希望が丘診療所	旭区中希望が丘 94 番地の 6
		(旧)旭区今宿南町 12 番地の 6		
平成 30 年 1 月 27 日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	(新)神奈川区西神奈川一丁目 13 番地の 10	済生会南部訪問看護ステーション	(新)港南区港南台三丁目 11 番 29 号
		(旧)神奈川区		(旧)港南区港南

		富家町 6 番地 の 6		台三丁目 2 番 10 号
令和 4 年 7 月 1 日	(新) 医療法人 社団協友会	(新) 埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地	(新) 医療法人社 団協友会金沢 文庫病院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
	(旧) 医療法人 社団愛友会	(旧) 埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(旧) 金沢文庫病 院	
令和 5 年 4 月 1 日	(新) 一般社団 法人横浜市 中区医師会	中区本牧町 2 丁目 353 番地	(新) 中区医師会 訪問看護ステ ーション	中区本牧町 2 丁目 353 番地
	(旧) 一般社団 法人横浜市 中区医療セ ンター		(旧) 中区医療セ ンター訪問看 護ステーション	
同	アンダンテ 株式会社	港北区新横 浜二丁目 6 番地の 13	マカロン訪問 看護リハビリ ステーション 根岸	(新) 磯子区西町 10 番 12 号
				(旧) 磯子区西町 11 番 8 号
同	(新) 株式会社 リニエ R	東京都千代 田区神田小 川町 1 丁目 8 番地の 8	(新) リニエ訪問 看護ステーション 横浜青葉	青葉区藤が丘 二丁目 13 番地 の 3
	(旧) 株式会社 東京リハビ リテーション サービス		(旧) 神奈川リハ ビリ訪問看護 ステーション あおば	
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人重 度身体障害 者と共に歩 む会	戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号	歩む会ナー スセンター	(新) 戸塚区小雀 町 1,920 番地 の 3
				(旧) 戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社 G C I	都筑区荏田 南一丁目 3 番 13 号	(新) 訪問看護ス テーション芍 薬瀬谷	(新) 瀬谷区瀬谷 三丁目 10 番地 の 30
			(旧) 訪問看護ス テーション芍 薬青葉	(旧) 青葉区藤が 丘二丁目 37 番 地の 1

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 7 月 1 日	(新)医療法人 社団協友会	(新)埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地	(新)医療法人社 団協友会金沢 文庫病院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
	(旧)医療法人 社団愛友会	(旧)埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(旧)金沢文庫病 院	

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 21 年 6 月 16 日	医療法人社 団悠仁会	(新)旭区下川 井町 220 番 地の 1	中希望が丘診 療所	旭区中希望が 丘 94 番地の 6
		(旧)旭区今宿 南町 12 番地 の 6		
平成 31 年 4 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	(新)東京都豊 島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	あけぼの薬局 舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
		(旧)東京都足 立区本木北 町 14 番 10 号		
令和 4 年 7 月 1 日	(新)医療法人 社団協友会	(新)埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地	(新)医療法人社 団協友会金沢 文庫病院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
	(旧)医療法人 社団愛友会	(旧)埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(旧)金沢文庫病 院	

5 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 3 日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	青葉台ケアセ ンターそよ風	青葉区桜台 44 番地の 7

	(旧)株式会社 ユニマツト そよ風	(旧)東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		
令和 5 年 5 月 1 日	株式会社ツ クイ	港南区上大 岡西一丁目 6 番 1 号	ツクイ横浜綱 島	(新)港北区樽町 四丁目 16 番 37 号 (旧)港北区樽町 三丁目 6 番 38 号

6 居宅介護事業者（短期入所生活介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 4 月 3 日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	青葉台ケアセ ンターそよ風	青葉区桜台 44 番地の 7
	(旧)株式会社 ユニマツト そよ風	(旧)東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		

7 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	社会福祉法 人秀峰会	旭区下川井 町 360 番地	(新)榎の大樹ケ ア 24 (旧)榎の大樹ケ ア 24	(新)港北区新横 浜二丁目 4 番 地の 17 (旧)港北区綱島 西一丁目 10 番 10 号

8 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	社会福祉法 人秀峰会	旭区下川井 町 360 番地	(新)榎の大樹へ ルパーステー ション (旧)榎の大樹へ ルパーステー ション	(新)港北区新横 浜二丁目 4 番 地の 17 (旧)港北区綱島 西一丁目 10 番 10 号

9 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年4月3日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港区北青山2丁目7番13号	横浜パークケ アコミュニテ ィそよ風	中区山下町74番地の2
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ ュニテイ	(旧)東京都港区南青山2丁目12番14号		

10 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年4月1日	G r A S P 株式会社	港北区新羽町2,103番地の2	(新) G R A S P a o b a 横浜 北部	(新)青葉区鉄町15番地の5
			(旧)トポス和果	(旧)青葉区市ケ尾町1,726番地の12

11 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年4月1日	(新) S O U シ ニアケア株 式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目23番地	グループホー ム笑楽庵	瀬谷区阿久和西二丁目39番地の10
	(旧)株式会社 アルテデア			
令和5年4月3日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	東京都港区北青山2丁目7番13号	横浜港南グル ープホームそ よ風	港南区日野九丁目39番15号
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ ュニテイ			

12 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 30 年 1 月 27 日	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会	(新) 神奈川県 西神奈川一 丁目 13 番地 の 10	済生会南部訪 問看護ステー ション	(新) 港南区港南 台三丁目 11 番 29 号
		(旧) 神奈川県 富家町 6 番 地の 6		(旧) 港南区港南 台三丁目 2 番 10 号
令和 4 年 10 月 1 日	株式会社学 研ココファ ン	東京都品川 区西五反田 2 丁目 11 番 8 号	(新) 学研ココフ ァン横浜ケア プランセンタ ー	港北区日吉本 町四丁目 10 番 50 号
			(旧) 学研ココフ ァン日吉	
令和 5 年 4 月 1 日	(新) 一般社団 法人横浜市 中区医師会	中区本牧町 2 丁目 353 番地	中区医師会居 宅支援センタ ー	中区本牧町 2 丁目 353 番地
	(旧) 一般社団 法人横浜市 中区医療セ ンター			
令和 5 年 4 月 3 日	(新) 株式会社 S O Y O K A Z E	(新) 東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	青葉台ケアセ ンターそよ風	青葉区桜台 44 番地の 7
	(旧) 株式会社 ユニマツト そよ風	(旧) 東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		
同	(新) 株式会社 S O Y O K A Z E	(新) 東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	横浜ケアセン ターそよ風	戸塚区戸塚町 1,978 番地の 1
	(旧) 株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ	(旧) 東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		

	ユニテイ			
令和 5 年 5 月 1 日	合同会社 てのひら	瀬谷区橋戸 一丁目 21 番 地の 3	居宅介護支援 事業所てのひ ら	(新)瀬谷区中央 35 番地の 5 (旧)瀬谷区瀬谷 二丁目 3 番地 の 56

13 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成 30 年 1 月 27 日	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済 生会	(新)神奈川県 西神奈川一 丁目 13 番地 の 10 (旧)神奈川区 富家町 6 番 地の 6	済生会南部訪 問看護ステー ション	港南区港南台 三丁目 11 番 29 号
令和 4 年 7 月 1 日	(新)医療法人 社団協友会 (旧)医療法人 社団愛友会	(新)埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地 (旧)埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(新)医療法人社 団協友会金沢 文庫病院 (旧)金沢文庫病 院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
令和 5 年 4 月 1 日	(新)一般社団 法人横浜市 中区医師会 (旧)一般社団 法人横浜市 中区医療セ ンター	中区本牧町 2 丁目 353 番地	(新)中区医師会 訪問看護ステ ーション (旧)中区医療セ ンター訪問看 護ステーション	中区本牧町 2 丁目 353 番地
同	アンダンテ 株式会社	港北区新横 浜二丁目 6 番地の 13	マカロン訪問 看護リハビリ ステーション 根岸	(新)磯子区西町 10 番 12 号 (旧)磯子区西町 11 番 8 号
同	(新)株式会社 リエ R (旧)株式会社 東京リハビ リテーショ	東京都千代 田区神田小 川町 1 丁目 8 番地の 8	(新)リエ訪問 看護ステーシ ョン横浜青葉 (旧)神奈川リハ ビリ訪問看護 ステーション	青葉区藤が丘 二丁目 13 番地 の 3

	ンサービス		あおば	
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人重 度身体障 害者と共 に歩む会	戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号	歩む会ナース センター	(新) 戸塚区小雀 町 1,920 番地 の 3 (旧) 戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社 G C I	都筑区荏田 南一丁目 3 番 13 号	(新) 訪問看護ス テーション芍 薬瀬谷 (旧) 訪問看護ス テーション芍 薬青葉	(新) 瀬谷区瀬谷 三丁目 10 番地 の 30 (旧) 青葉区藤が 丘二丁目 37 番 地の 1

14 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 7 月 1 日	(新) 医療法人 社団協友会	(新) 埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地	(新) 医療法人社 団協友会金沢 文庫病院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
	(旧) 医療法人 社団愛友会	(旧) 埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(旧) 金沢文庫病 院	

15 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成 31 年 4 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	(新) 東京都豊 島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号 (旧) 東京都足 立区本木北 町 14 番 10 号	あけぼの薬局 舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
令和 4 年 7 月 1 日	(新) 医療法人 社団協友会	(新) 埼玉県吉 川市平沼 11 1 番地	(新) 医療法人社 団協友会金沢 文庫病院	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
	(旧) 医療法人 社団愛友会	(旧) 埼玉県上 尾市柏座 1 丁目 10 番地 の 10	(旧) 金沢文庫病 院	

16 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和5年4月3日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港区北青山2丁目7番13号	青葉台ケアセンターそよ風	青葉区桜台44番地の7
	(旧)株式会社 ユニマツト そよ風	(旧)東京都港区南青山2丁目12番14号		

17 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和5年4月1日	G r A S P 株式会社	港北区新羽町2,103番地の2	(新)G R A S P a o b a 横浜 北部	青葉区鉄町15番地の5
			(旧)トポス和果	

18 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和5年4月1日	(新)S O U シ ニアケア株 式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目23番地	グループホーム 笑楽庵	瀬谷区阿久和西二丁目39番地の10
	(旧)株式会社 アルテデア			
令和5年4月3日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	東京都港区北青山2丁目7番13号	横浜港南グループホームそよ風	港南区日野九丁目39番15号
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメン ト・コミュニ ティ			

19 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地

令和 5 年 4 月 3 日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	東京都港区 北青山 2 丁 目 7 番 13 号	横浜ケアセン ターそよ風	戸塚区戸塚町 1,978 番地の 1
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ ュニテイ			
令和 5 年 5 月 1 日	特定非営利 活動法人重 度身体障害 者と共に歩 む会	戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号	指定訪問介護 事業所歩む会	(新)戸塚区小雀 町 1,920 番地 の 3
				(旧)戸塚区原宿 四丁目 33 番 33 号

20 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
令和 5 年 4 月 3 日	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	横浜パークケ アコミュニテ ィそよ風	中区山下町 74 番地の 2
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ ュニテイ	(旧)東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		
同	(新)株式会社 S O Y O K A Z E	(新)東京都港 区北青山 2 丁目 7 番 13 号	青葉台ケアセ ンターそよ風	青葉区桜台 44 番地の 7
	(旧)株式会社 ユニマツト リタイアメ ント・コミ ュニテイ	(旧)東京都港 区南青山 2 丁目 12 番 14 号		
令和 5 年 5 月 1 日	株式会社ツ クイ	港南区上大 岡西一丁目 6 番 1 号	ツクイ横浜綱 島	(新)港北区樽町 四丁目 16 番 37 号

			(旧) 港 北 区 樽 町 三 丁 目 6 番 38 号
--	--	--	------------------------------------

横浜市告示第458号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年7月14日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年5月31日	株式会社ケア・タウン	西区久保町6番26号	株式会社ケア・タウン	西区久保町6番26号
令和5年6月1日	合同会社たまえ	戸塚区汲沢八丁目34番33号	たまえステーション	戸塚区汲沢八丁目34番33号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年5月2日	有限会社中央調剤薬局	西区中央一丁目11番1号	有限会社中央調剤薬局	西区中央一丁目11番1号
令和5年5月3日	有限会社勝谷調剤薬局	東京都目黒区柿の木坂2丁目8番14号	勝谷ファーマシー横浜	西区戸部本町36番5号
令和5年5月31日	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1丁目2番3号	しんわ薬局瀬谷店	瀬谷区中央19番地の2

3 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年4月30日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケアリフォーム横浜	南区永田東一丁目1番7号
同	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター栄	栄区鍛冶ヶ谷二丁目31番4号

同	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4丁目55番 地	セントケアリ フォーム横浜 泉	泉区和泉中央 南四丁目1番 1号
令和5年 5月31日	有限会社あ いぜん	神奈川区松 見町1丁目 45番地の5	有限会社あい ぜん	神奈川区松見 町1丁目45番 地の5

4 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和5年 4月30日	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4丁目55番 地	セントケアリ フォーム横浜	南区永田東一 丁目1番7号
同	株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台4丁目 6番地	ニチイケアセ ンター栄	栄区鍛冶ヶ谷 二丁目31番4 号
同	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4丁目55番 地	セントケアリ フォーム横浜 泉	泉区和泉中央 南四丁目1番 1号
令和5年 5月31日	有限会社あ いぜん	神奈川区松 見町1丁目 45番地の5	有限会社あい ぜん	神奈川区松見 町1丁目45番 地の5

5 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和5年 5月31日	特定非営利 活動法人あ らかしの丘	青葉区青葉 台二丁目20 番地の11	小規模多機能 型居宅介護あ らかしの丘	青葉区青葉台 二丁目32番地 の47

6 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和5年 5月31日	医療法人佐 藤病院	南区南太田 一丁目10番 3号	さとう病院居 宅介護支援セ ンター	南区南太田一 丁目10番1号
同	合資会社こ だまケアー サービス	緑区長津田 七丁目15番 2号	こだまケアプ ランサービス	緑区長津田七 丁目1番34号

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月	事業者の名	主たる事務	介護予防事業	介護予防事業
------	-------	-------	--------	--------

日	称	所の所在地	所の名称	所の所在地
令和 5 年 5 月 2 日	有限会社中央調剤薬局	西区中央一丁目 11 番 1 号	有限会社中央調剤薬局	西区中央一丁目 11 番 1 号
令和 5 年 5 月 3 日	有限会社勝谷調剤薬局	東京都目黒区柿の木坂 2 丁目 8 番 14 号	勝谷ファーマシー横浜	西区戸部本町 36 番 5 号
令和 5 年 5 月 31 日	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町 1 丁目 2 番 3 号	しんわ薬局瀬谷店	瀬谷区中央 19 番地の 2

8 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 4 月 30 日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町 4 丁目 55 番地	セントケアリフォーム横浜	南区永田東一丁目 1 番 7 号
同	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地	ニチイケアセンター栄	栄区鍛冶ヶ谷二丁目 31 番 4 号
同	セントケア神奈川株式会社	中区太田町 4 丁目 55 番地	セントケアリフォーム横浜泉	泉区和泉中央南四丁目 1 番 1 号
令和 5 年 5 月 31 日	有限会社あいぜん	神奈川区松見町 1 丁目 45 番地の 5	有限会社あいぜん	神奈川区松見町 1 丁目 45 番地の 5

9 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 4 月 30 日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町 4 丁目 55 番地	セントケアリフォーム横浜	南区永田東一丁目 1 番 7 号
同	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地	ニチイケアセンター栄	栄区鍛冶ヶ谷二丁目 31 番 4 号
同	セントケア神奈川株式	中区太田町 4 丁目 55 番	セントケアリフォーム横浜	泉区和泉中央南四丁目 1 番

	会社	地	泉	1 号
令和 5 年 5 月 31 日	有限会社あ いぜん	神奈川区松 見町 1 丁目 45 番地の 5	有限会社あい ぜん	神奈川区松見 町 1 丁目 45 番 地の 5

10 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 5 月 31 日	特定非営利 活動法人あ らかしの丘	青葉区青葉 台二丁目 20 番地の 11	小規模多機能 型居宅介護あ らかしの丘	青葉区青葉台 二丁目 32 番地 の 47

横浜市告示第 459 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 8 号	S O M P O ケア西寺尾訪問介護	神奈川県西寺尾四丁目 13 番 10 号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 8 号	S O M P O ケア西寺尾訪問介護	神奈川県西寺尾四丁目 13 番 10 号

横浜市告示第 460 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 7 月 1 日	フィットケアデ ポ六角橋店薬局	神奈川区六角橋四丁 目 1 番 24 号	薬局
同	アイン薬局横浜 美しが丘店	青葉区美しが丘一丁 目 23 番地の 2	同
同	アルペジオ訪問 看護ステーション	泉区和泉中央南四丁 目 25 番 3 号	訪問看護
同	みんなの訪問看 護リハビリステ ーション戸塚	戸塚区小雀町 1,465 番地の 16	同
同	あいざわ訪問看 護リハビリステ ーション	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	同

横浜市告示第 461 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 6 月 1 日	指定訪問看護ア ットリハ高田	港北区高田西一丁目 5 番 2 号	訪問看護
令和 5 年 7 月 1 日	西神奈川薬局	神奈川区西神奈川三 丁目 17 番地の 11	薬局
同	陽月堂薬局	神奈川区六角橋一丁 目 6 番 14 号	同
同	ビタミンファーマ シー大口薬局	神奈川区大口通 6 番 地の 1	同
同	秋本薬局横浜西 口 3 号店	西区南幸二丁目 14 番 15 号	同
同	阪神調剤薬局港 南台医療モール 店	港南区港南台五丁目 23 番 30 号	同
同	ひばり薬局戸塚 西口店	戸塚区戸塚町 6,005 番地の 1	同
同	株式会社大島薬 局大正店	戸塚区原宿四丁目 16 番 2 号	同
同	らいむ訪問看護 ステーション	神奈川区青木町 1 番 地の 10	訪問看護
同	訪問看護リハビ リステーション 櫛の大樹	港北区綱島西一丁目 10 番 10 号	同
同	ライフサポート 訪問看護リハビ リステーション 菊名	港北区大豆戸町 311 番地の 1	同
令和 5 年 8 月 1 日	滝の川薬局	神奈川区神奈川本町 16 番地の 1	薬局
同	川田薬局長者町	中区長者町 3 丁目 7	同

	店	番地の 5	
同	グローバル薬局 横浜橋通店	南区真金町 2 丁目 18 番地	同
同	薬局サンライト	金沢区富岡東五丁目 21 番 5 号	同
同	日本調剤瀬谷三 ツ境薬局	瀬谷区三ツ境 5 番地 の 1	同
令和 5 年 9 月 1 日	志宝薬局三ツ沢 店	神奈川区三ツ沢下町 12 番 5 号	同
同	あしたのリハビリ 訪問看護ステ ーション	旭区小高町 172 番地 の 27	訪問看護

横浜市告示第 462 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 3 年 7 月 26 日	相沢訪問看護ステーション	瀬谷区中央 8 番地の 10	訪問看護

横浜市告示第 463 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 5 月 1 日	(新)医療法人さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁目 2 番 3 号	病院又は診療所
	(旧)さなだ医院		
同	(新)医療法人社団桔梗会藤本じゅんいちろうクリニック	中区長者町 5 丁目 53 番地	同
	(旧)藤本じゅんいちろうクリニック		
令和 5 年 4 月 1 日	(新)えんとつ町の薬局	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号	薬局
	(旧)田辺薬局横浜常盤店		
令和 5 年 5 月 1 日	(新)つるいち薬局	鶴見区市場大和町 5 番 24 号	同
	(旧)イムノファーマシー鶴見分店薬局		
同	スマイル薬局馬車道店	(新)中区尾上町 5 丁目 71 番地	同
		(旧)中区港町 5 丁目 18 番地	
令和 5 年 5 月 3 日	有限会社中央調剤薬局	(新)西区戸部本町 14 番 3 号	同
		(旧)西区中央一丁目 11 番地の 1	
令和 5 年 4 月 1 日	(新)中区医師会訪問看護ステーション	中区本牧町 2 丁目 35 番地	訪問看護

	(旧) 中 区 医 療 セ ン タ ー 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		
令 和 5 年 5 月 1 日	に じ い ろ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(新) 緑 区 三 保 町 2,242 番 地	同
		(旧) 緑 区 台 村 町 341 番 地 の 2	

横浜市告示第 464 号

横浜国際港都建設計画公園の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画公園
7・2・801 号金沢八景西公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
金沢区瀬戸地内

横浜市告示第 465 号

横浜国際港都建設計画ごみ焼却場の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画ごみ焼却場を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画ごみ焼却場
第 8 号港南工場
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
港南区港南台八丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし

横浜市告示第 466 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
野庭・上永谷町特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

港南区野庭町及び上永谷町地内

公 告

横浜市公告第 409 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）クリエイト S・D 戸塚秋葉町店 戸塚区秋葉町 440 番の 1 ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2
大規模小売店舗の新設をする日	令和 6 年 2 月 20 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,534 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 89 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 77 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 30 m ²
廃棄物等の保管施設の	位置 届出書の添付図面記載のとおり

位置及び容量	容量 12.7 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 6 月 19 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 410 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M A R K I S みなとみらい
西区みなとみらい三丁目 5 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 U F J 信託銀行株式会社
代表取締役 長 島 巖
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番 15 号 ほか 110 者	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番 15 号 ほか 97 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 3 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 5 年 6 月 22 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 411 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 新 羽 町 字 長 島 178 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物

横浜市公告第 412 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 2 年 3 月横浜市公告第 117 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県恵比須町 3 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 413 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 2 年 4 月横浜市公告第 222 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県恵比須町 3 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横 浜 市 公 告 第 414 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 11 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

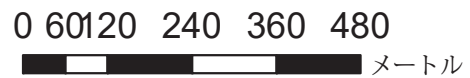
- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
南 区 山 谷 地 内、磯 子 区 上 町 地 内 （ 別 図 の と お り ）
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

別図



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

横浜市中区、南区、磯子区の一部
解除する形質変更時要届出区域：■



横 浜 市 公 告 第 415 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
大 場 衛 門 ケ 谷 第 二 公 園	青 葉 区 大 場 町 1,206 番 の 1	別 図 の と お り	250 m ²	鉄 棒 、 水 飲 み 、 ベ ン チ	令 和 5 年 7 月 14 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 416 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 5 月 24 日	30068	株 式 会 社 康 栄 社	(新) 木 匠 勲	磯 子 区 西 町 3 番 3 号
			(旧) 千 葉 敏 朗	

横浜市公告第 417 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
00466	株式会社カナエル	旭区鶴ヶ峰本町一丁目 30 番 23 号	令和 5 年 5 月 31 日

横浜市公告第 418 号

横浜国際港都建設計画用途地域等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画用途地域等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

- (1) 横浜国際港都建設計画用途地域
- (2) 横浜国際港都建設計画高度地区
- (3) 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- (4) 横浜国際港都建設計画緑化地域
- (5) 横浜国際港都建設計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

鶴見区市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、潮田町、小野町、梶山一丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、岸谷一丁目、岸谷二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾四丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、栄町通、汐入町、下野谷町、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、菅沢町、諏訪坂、大東町、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、鶴見中央一丁目、鶴見中央二丁目、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目、鶴見中央五丁目、寺谷二丁目、豊岡町、仲通、生麦一丁目、生麦三丁目、生麦四丁目、生麦五丁目、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場七丁目、浜町、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目、東寺尾四丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、平安町、本町通、三ツ池公園、向井町、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目、矢向六丁目、神奈川区青木町、旭ヶ丘、泉町、入江一丁目、入江二丁目、浦島丘、浦島町、大口通、大口仲町、片倉一丁目、片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、片倉五丁目、神奈川一丁目、神奈川二丁目、神奈川本町、上反町、神之木町、亀住町、桐畑、金港町、栗田谷、幸ヶ谷、子安通、斎藤分町、栄町、沢渡、白幡上町、白幡町、白幡

仲町、白幡東町、白幡南町、白幡向町、新子安一丁目、新子安二丁目、新町、菅田町、台町、高島台、立町、反町、鶴屋町、富家町、鳥越、七島町、西大口、西神奈川一丁目、西神奈川二丁目、西神奈川三丁目、西寺尾二丁目、二本榎、白楽、羽沢町、東神奈川一丁目、東神奈川二丁目、平川町、広台太田町、二ツ谷町、松ヶ丘、松見町、松本町、三ツ沢上町、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、守屋町、六角橋一丁目、六角橋二丁目、六角橋三丁目、六角橋四丁目、六角橋五丁目、六角橋六丁目、西区赤門町、東ヶ丘、伊勢町、老松町、岡野一丁目、岡野二丁目、霞ヶ丘、北幸一丁目、北幸二丁目、楠町、久保町、御所山町、境之谷、桜木町、浅間台、浅間町、高島一丁目、高島二丁目、中央一丁目、中央二丁目、戸部町、戸部本町、西戸部町、西平沼町、西前町、花咲町、浜松町、平沼一丁目、平沼二丁目、藤棚町、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目、みなとみらい六丁目、南軽井沢、南幸一丁目、南幸二丁目、南浅間町、宮ヶ谷、宮崎町、紅葉ヶ丘、中区相生町、赤門町、曙町、石川町、伊勢佐木町、上野町、内田町、太田町、扇町、翁町、尾上町、海岸通、北方町、北仲通、黄金町、寿町、小港町、鷺山、桜木町、新山下一丁目、末広町、末吉町、住吉町、竹之丸、立野、千歳町、長者町、千代崎町、常盤町、錦町、西之谷町、日本大通、根岸町、野毛町、羽衣町、初音町、花咲町、英町、日ノ出町、富士見町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、不老町、弁天通、蓬萊町、本郷町、本町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、真砂町、松影町、万代町、港町、南仲通、宮川町、妙香寺台、三吉町、麦田町、元浜町、元町、山下町、山田町、山手町、大和町、山吹町、山元町、弥生町、横浜公園、吉田町、吉浜町、若葉町、南区井土ヶ谷上町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、浦舟町、永楽町、榎町、大岡二丁目、大岡三丁目、大岡五丁目、大橋町、庚台、唐沢、共進町、弘明寺町、山王町、山谷、清水ヶ丘、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、通町、中里一丁目、中島町、永田北一丁目、永田山王台、永田東一丁目、永田東二丁目、永田東三丁目、永田南一丁目、永田南二丁目、永田みなみ台、中村町、西中町、八幡町、花之木町、日枝町、東蒔田町、伏見町、二葉町、別所一丁目、別所七丁目、堀ノ内町、蒔田町、前里町、真金町、万世町、南太田一丁目、南太田二丁目、南太田三丁目、南太田四丁目、南吉田町、三春台、宮元町、六ツ川一丁目、六ツ川二丁目、六ツ川三丁目、六ツ川四丁目、睦町、吉野町、若宮町、港南区大久保一丁目、大久保二丁目、上大岡西一丁目、上大岡西二丁目

、上大岡西三丁目、上大岡東一丁目、上永谷町、上永谷一丁目、上永谷二丁目、上永谷三丁目、上永谷四丁目、上永谷五丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、港南六丁目、港南台三丁目、港南台四丁目、港南台九丁目、港南中央通、最戸一丁目、最戸二丁目、笹下一丁目、笹下二丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、下永谷一丁目、下永谷五丁目、下永谷六丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目、芹が谷五丁目、東永谷一丁目、東永谷二丁目、東永谷三丁目、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目、日野二丁目、日野南六丁目、日野南七丁目、丸山台一丁目、丸山台四丁目、保土ヶ谷区新井町、岩井町、岩崎町、岩間町、岡沢町、霞台、帷子町、釜台町、鎌谷町、上菅田町、上星川一丁目、上星川二丁目、上星川三丁目、川島町、川辺町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、瀬戸ヶ谷町、月見台、天王町、常盤台、西久保町、西谷町、西谷一丁目、西谷二丁目、西谷三丁目、西谷四丁目、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西、星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、保土ヶ谷町、峰岡町、峰沢町、宮田町、和田一丁目、和田二丁目、旭区市沢町、今宿町、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿東町、大池町、柏町、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、上川井町、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、川島町、左近山、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三反田町、四季美台、白根三丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、善部町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、中白根一丁目、中白根二丁目、中白根三丁目、中白根四丁目、西川島町、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘、南本宿町、矢指町、若葉台三丁目、磯子区磯子一丁目、磯子二丁目、磯子三丁目、磯子四丁目、磯子五丁目、磯子台、岡村一丁目、岡村二丁目、岡村三丁目、岡村四丁目、岡村六丁目、上町、上中里町、栗木一丁目、坂下町、下町、汐見台、新杉田町、新中原町、杉田一丁目、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田四丁目、杉田五丁目、杉田八丁目、杉田九丁目、滝頭二丁目、滝頭三丁目、中浜町、中原一丁目、中原二丁目、中原四丁目、西町、馬場町、原町、東町、久木町、氷取沢町、丸山一丁目、丸山二丁目、峰町、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森六丁目、洋光台一丁目、洋光台二丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目、洋光台五丁目、金沢区朝比奈町、釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷西三丁目、釜利谷西四丁目、釜利谷西五丁目、釜利谷西六丁目、釜利谷東二丁目

、釜利谷東三丁目、釜利谷東五丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷南二丁目、釜利谷南三丁目、釜利谷南四丁目、洲崎町、瀬戸、大道一丁目、大道二丁目、泥亀一丁目、泥亀二丁目、寺前一丁目、寺前二丁目、富岡西二丁目、富岡西三丁目、富岡西四丁目、富岡西五丁目、富岡西六丁目、富岡西七丁目、富岡東四丁目、富岡東五丁目、富岡東六丁目、長浜、長浜一丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、能見台一丁目、能見台二丁目、能見台三丁目、能見台四丁目、能見台通、能見台東、能見台森、東朝比奈三丁目、堀口、町屋町、六浦一丁目、六浦二丁目、六浦三丁目、六浦四丁目、六浦五丁目、六浦東一丁目、六浦東二丁目、六浦東三丁目、六浦南一丁目、六浦南二丁目、六浦南三丁目、六浦南四丁目、六浦南五丁目、谷津町、港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大倉山三丁目、大倉山五丁目、大倉山六丁目、大倉山七丁目、大曾根一丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、岸根町、北新横浜一丁目、北新横浜二丁目、小机町、篠原町、篠原北一丁目、篠原北二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、高田西五丁目、高田東一丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、綱島上町、綱島台、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西五丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、鳥山町、仲手原一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町、日吉二丁目、日吉四丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、日吉本町五丁目、大豆戸町、緑区上山一丁目、上山二丁目、鴨居一丁目、鴨居二丁目、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、霧が丘三丁目、霧が丘五丁目、台村町、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一丁目、長津田二丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、中山五丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、三保町、青葉区青葉台一丁目、青葉台二丁目、あざみ野一丁目、あざみ野二丁目、市ヶ尾町、美しが丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘三丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目、梅が丘、荏子田一丁目、荏子田三丁目、荏田町、荏田北二丁目、荏田西一丁目、荏田西二丁目、榎が丘、大場町、鉄町、桜台、さつきが丘、下谷本町、しらとり台、新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、すすき野一丁目、すすき野二丁目、すすき野三丁目、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、千草台、つつじが丘、奈良町、奈良一丁目、奈良四丁目、奈良五丁目、藤が丘一丁

目、藤が丘二丁目、松風台、みすずが丘、もえぎ野、元石川町、もみの木台、都筑区牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、荏田東四丁目、荏田南一丁目、大榎町、大丸、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、葛が谷、佐江戸町、高山、茅ヶ崎中央、中川一丁目、中川二丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央二丁目、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台四丁目、仲町台五丁目、東山田町、東山田三丁目、見花山、戸塚区柏尾町、上倉田町、川上町、汲沢町、品濃町、戸塚町、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、平戸一丁目、平戸二丁目、平戸三丁目、深谷町、舞岡町、矢部町、吉田町、栄区飯島町、犬山町、尾月、笠間町、笠間一丁目、笠間二丁目、笠間三丁目、笠間四丁目、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目、桂町、桂台西一丁目、桂台東、桂台南一丁目、桂台南二丁目、上郷町、上之町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目、小菅ヶ谷三丁目、小山台二丁目、庄戸一丁目、中野町、野七里一丁目、柏陽、東上郷町、元大橋一丁目、元大橋二丁目、若竹町、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央北五丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合三丁目、中田町、中田北二丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、弥生台、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目、緑園四丁目、緑園六丁目、瀬谷区相沢一丁目、相沢二丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢七丁目、阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、東野、卸本町、上瀬谷町、北町、下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁目、瀬谷町、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、竹村町、中央、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、三ツ境、南瀬谷一丁目、南瀬谷二丁目、南台一丁目、南台二丁目、宮沢一丁目及び宮沢二丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和 5 年 9 月 6 日午後 2 時開始

(2) 場所

中区住吉町 4 丁目 42 番地の 1

横浜市市民文化会館 関内ホール 小ホール

4 縦覧期間

令和 5 年 7 月 14 日から令和 5 年 7 月 28 日まで

- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
 中区本町 6 丁目 50 番地の 10
 横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
 令和 5 年 7 月 14 日から令和 5 年 7 月 28 日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
 横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
 神奈川区広台太田町 3 番地の 8
 横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
 西区中央一丁目 5 番 10 号
 横浜市西区役所総務部区政推進課
 南区浦舟町 2 丁目 33 番地
 横浜市南区役所総務部区政推進課
 港南区港南四丁目 2 番 10 号
 横浜市港南区役所総務部区政推進課
 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
 横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
 横浜市旭区役所総務部区政推進課
 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
 横浜市金沢区役所総務部区政推進課
 港北区大豆戸町 26 番地の 1
 横浜市港北区役所総務部区政推進課
 緑区寺山町 118 番地
 横浜市緑区役所総務部区政推進課
 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
 横浜市青葉区役所総務部区政推進課
 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
 横浜市都筑区役所総務部区政推進課
 戸塚区戸塚町 16 番地の 17
 横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
 栄区桂町 303 番地の 19
 横浜市栄区役所総務部区政推進課
 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
 横浜市泉区役所総務部区政推進課
 瀬谷区二ツ橋町 190 番地
 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 419 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 3 年 12 月 24 日 第 2021 開 1805 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号
J R 西日本不動産開発株式会社
代表取締役 藤原 嘉人
東京都港区芝 5 丁目 34 番 6 号
J R 西日本プロパティーズ株式会社
代表取締役 森 克明
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区川和町 277 番の 3 の一部、278 番の 1、278 番の 2、279 番、280 番、281 番、281 番の 2、282 番、283 番、284 番の 1 及び 284 番の 2

横 浜 市 公 告 第 420 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 8 月 30 日 第 2022 開 401 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
南 区 花 之 木 町 2 丁 目 26 番 地
本 牧 ベ イ パ ー ク 株 式 会 社
代 表 取 締 役 野 部 幸 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
中 区 本 牧 元 町 58 番 の 13 、 58 番 の 41 の 一 部 、 58 番 の 49 、 58 番 の 55
及 び 58 番 の 57

横 浜 市 公 告 第 421 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 10 月 14 日 第 2022 開 1712 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 も え ぎ 野 28 番 地 の 1
株 式 会 社 南 州 ホ ー ム
代 表 取 締 役 小 林 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 奈 良 町 2,569 番 の 6 か ら 2,569 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 422 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 12 月 22 日 第 2022 開 1804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 町 田 市 木 曾 東 2 丁 目 3 番 22 号
株 式 会 社 プ リ ン シ パ ル ホ ー ム
代 表 取 締 役 玉 井 圭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 新 栄 町 20 番 の 14 及 び 20 番 の 31 から 20 番 の 36 ま で

横 浜 市 公 告 第 423 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 10 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 7 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
24.95 m
- 5 指 定 の 場 所
金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 4,060 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
内 田 ナ ミ 子

横浜市公告第 424 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 16 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 7 月 3 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
13.68 m
- 5 指定の場所
泉区中田東四丁目 1,999 番の 5 の一部、1,999 番の 39、1,999 番の 43 及び 1,999 番の 46
- 6 申請者の氏名
明拓地所株式会社
代表取締役 三澤 明

横浜市公告第 425 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 32・100 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 6 月 27 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
25.00 m
- 5 廃止の場所
旭区南希望が丘 9 番の 5 地先から 10 番の 7 地先まで

横浜市公告第 426 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 39・29 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 7 月 3 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
35.65 m
- 5 廃止の場所
泉区中田東二丁目 1,831 番の 2 地先から 1,831 番の 10 地先まで

横 浜 市 公 告 第 427 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 7 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 6 月 27 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

24.43 m

4 廃 止 の 場 所

戸 塚 区 上 矢 部 町 2,919 番 及 び 2,919 番 の 2 の 各 一 部

区 告 示

南区告示第 15 号（令和 5 年 6 月 27 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、みつが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 27 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	牧 野 吉 晃 南区大岡一丁目 48 番 17 号	内 山 輝 美 南区大岡一丁目 36 番 4 号

南区告示第 16 号（令和 5 年 6 月 27 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、日枝東部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 27 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	豊 田 猛 南区日枝町 2 丁目 43 番地	宮 沢 耕 三 南区日枝町 1 丁目 1 番地

神奈川区告示第 12 号（令和 5 年 6 月 28 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西神奈川一丁目富家町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 28 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鶴井謙吉 神奈川区西神奈川 1 丁目 14 番地 5	柳澤直人 神奈川区西神奈川 1 丁目 3 番地 6

泉区告示第 8 号（令和 5 年 6 月 30 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、台村自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 30 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安 田 健 二 泉区上飯田町 2,656 番 地の 4	龍 崎 正 之 泉区上飯田町 2,819 番 地の 11
区 域	泉区上飯田町 2,285 番 地、 2,292 番地、 2,29 3 番地、 2,295 番地、 2,300 番地、 2,301 番 地、 2,306 番地、 2,30 7 番地、 2,309 番地、 2,310 番地、 2,314 番 地、 2,316 番地、 2,34 7 番地、 2,348 番地、 2,350 番地、 2,360 番 地、 2,366 番地、 2,36 7 番地、 2,371 番地、 2,372 番地、 2,376 番 地から 2,380 番地まで 、 2,382 番地、 2,383 番地、 2,390 番地、 2, 393 番地、 2,398 番地 、 2,400 番地から 2,40 6 番地まで、 2,409 番 地、 2,410 番地、 2,42 7 番地、 2,429 番地、 2,653 番地、 2,655 番 地、 2,656 番地、 2,65 8 番地、 2,763 番地、 2,766 番地、 2,791 番 地、 2,793 番地、 2,79 4 番地、 2,797 番地、 2,798 番地、 2,802 番 地から 2,805 番地まで 、 2,807 番地、 2,808	泉区上飯田町 2,285 番 地、 2,292 番地、 2,29 3 番地、 2,295 番地、 2,300 番地、 2,301 番 地、 2,306 番地、 2,30 7 番地、 2,309 番地、 2,310 番地、 2,314 番 地、 2,316 番地、 2,34 7 番地、 2,348 番地、 2,350 番地、 2,360 番 地、 2,365 番地から 2, 367 番地まで、 2,371 番地、 2,372 番地、 2, 376 番地から 2,380 番 地まで、 2,382 番地、 2,383 番地、 2,390 番 地、 2,393 番地、 2,39 8 番地、 2,400 番地か ら 2,406 番地まで、 2, 409 番地、 2,410 番地 、 2,427 番地、 2,429 番地、 2,653 番地、 2, 655 番地、 2,656 番地 、 2,658 番地、 2,763 番地、 2,766 番地、 2, 791 番地、 2,793 番地 、 2,794 番地、 2,797 番地、 2,798 番地、 2, 802 番地から 2,808 番 地まで、 2,811 番地、

<p>番地、 2,811 番地、 2,818 番地から 2,821 番地まで、 2,823 番地、 2,824 番地、 2,826 番地、 2,827 番地、 2,832 番地、 2,836 番地、 2,851 番地、 2,853 番地、 2,856 番地、 2,880 番地から 2,883 番地まで、 2,886 番地、 2,894 番地、 2,931 番地、 2,948 番地及び 2,954 番地までの区域</p>	<p>2,818 番地から 2,821 番地まで、 2,823 番地、 2,824 番地、 2,826 番地、 2,827 番地、 2,832 番地、 2,836 番地、 2,851 番地、 2,853 番地、 2,856 番地、 2,880 番地から 2,883 番地まで、 2,886 番地、 2,894 番地、 2,931 番地、 2,948 番地及び 2,954 番地までの区域</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

泉区告示第 9 号（令和 5 年 7 月 4 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、光ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 4 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
規約に定める目的	会は、民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉地域社会の向上発展を図ることを目的とする。	本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

旭区告示第 12 号（令和 5 年 7 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 本 栄 顕 旭区善部町 25 番地の 14	大 山 晃 一 旭区善部町 32 番地の 23

旭区告示第 13 号（令和 5 年 7 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 山 晃 一 旭区善部町 32 番地の 23	長 沼 美 拓 旭区善部町 75 番地

旭区告示第 14 号（令和 5 年 7 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	長 沼 美 拓 旭区善部町 75 番地	小野寺 涼 子 旭区善部町 149 番地 の 7

旭区告示第 15 号（令和 5 年 7 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	山 本 一 治	葛 西 光 春
及び住所	旭区柏町 51 番地の 6	旭区柏町 64 番地の 7

磯子区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中浜町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	磯子区中浜町 6 番 5 号	磯子区中浜町 6 番 4 号

区 公 告

金 沢 区 公 告 第 80 号 (令 和 5 年 6 月 27 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 5 年 6 月 27 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 3 - 12 浜 横 浜	令 和 元 年 6 月 17 日

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第 12 号

令和 4 年度横浜市職員共済組合決算

令和 5 年 6 月 20 日開催の組合会において議決を経た令和 4 年度決算を横浜市職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月横浜市職員共済組合公告第 1 号）第 37 条の規定により、公告する。

令和 5 年 7 月 14 日

横浜市職員共済組合
理事長 大久保 智 子

1 短期経理

貸借対照表の要旨

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,728	流動負債	50
		固定負債	1,404
		剰余金	274
合計	1,728	合計	1,728

損益計算書の趣旨

（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	19,337	経常収益	17,816
繰入金	35	前年度繰越支払準備金	1,251
次年度繰越支払準備金	1,404	特別利益	28
特別損失	4	当期損失金	1,729
当期利益金	44		
合計	20,824	合計	20,824

2 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	2,919	流動負債	2,919
合計	2,919	合計	2,919

損益計算書の趣旨

（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	46,198	経常収益	46,198
合計	46,198	合計	46,198

3 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	182	流動負債	182
合 計	182	合 計	182

損益計算書の趣旨

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	2,906	経常収益	2,906
合 計	2,906	合 計	2,906

4 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1	流動負債	1
合 計	1	合 計	1

損益計算書の趣旨

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	268	経常収益	268
合 計	268	合 計	268

5 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	208	流動負債	7
		固定負債	7
		剰余金	194
合 計	208	合 計	208

損益計算書の趣旨

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	291	経常収益	285
特別損失	8	繰入金	35
当期利益金	21		
合 計	320	合 計	320

6 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和 5 年 3 月 31 日 現在)

(単位 : 百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	930	流動負債	151
		剰余金	779
合 計	930	合 計	930

損益計算書の趣旨

(令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位 : 百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	670	経常収益	646
		当期損失金	24
合 計	670	合 計	670

7 貸付経理

貸借対照表の要旨

(令和 5 年 3 月 31 日 現在)

(単位 : 百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	885	流動負債	5
固定資産	3,597	剰余金	4,477
合 計	4,482	合 計	4,482

損益計算書の趣旨

(令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位 : 百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	19	経常収益	32
繰入金	50	当期損失金	37
合 計	69	合 計	69

正 誤

令和 5 年 定期 第 135 号 206 ページ 上 から 7 行 目 「横浜市 国民 保護 対策 本部 等 組織 ・ 運営 規程 第 1 号」 は 「横浜市 国民 保護 対策 本部 等 組織 ・ 運営 規程 第 2 号」 の 誤り 。

令和 5 年 定期 第 138 号 115 ページ 下 から 5 行 目 「第 2 条 第 1 項」 は 「第 2 条 第 1 項」 の 誤り 。